

郵政民営化委員会（第30回）議事要旨

日時：平成19年9月6日（木） 10：15～10：55

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

（委員4名出席）

- 議事に先立ち、8月27日の内閣改造において、増田委員が総務大臣・郵政民営化担当に着任したことに伴い、辞任となったことについて、田中委員長から報告があった。
- 議題1として、金融庁長官及び総務大臣からの意見の求めがあった、郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案について、郵政民営化推進室から説明を受けた後、審議を行った。
その結果、現在の内容のとおり立案することが適当との結論となったが、本政令案が、政府において、9月6日を締め切りとするパブリックコメントに付されていることから、その締め切りの2日後までに、政令案の内容がパブリックコメントにより変更されるとの申し出が政府からなければ、「郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案について（意見）（案）」を当委員会の意見として提出することとした。
- 議題2として、金融庁長官及び総務大臣からの意見の求めがあった、郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について、金融庁から説明を受けた後、審議を行った。
その結果、現在の内容のとおり立案することが適当との結論となったため、「郵政民営化法第110条第1項第4号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）（案）」を当委員会の意見として提出することとした。
- なお、田中委員長から、本日扱ったような技術的な法令改正等については、委員にお集まりいただかなくとも、持ち回りで議事を行えるようにしたいとの提案があり、出席された委員も同意したことから、次回以降の委員会に向けて、事務局において準備するよう指示があった。
- 議題3として、郵政民営化に関する政府広報について、郵政民営化推進室から報告があった。
これに関して委員からは、
 - ・ 政府保証が撤廃され、民間金融機関と同様に金融当局が検査・監督を行うということを政府広報として周知していくことは重要だが、そのような環境変化を受けて、民営化会社がどのような規律をもってマーケットに臨むのかという決意表明も重要。
 - ・ 政府広報においては、暗黙の政府保証の問題だけでなく、地方が心配しているようなサービス低下がないこと等については扱わないのか。
（←郵政民営化推進室から、「民営化後のサービスについての顧客向け広報は、事業者である日本郵

政公社が実施することが基本。政府広報は、政策目的に即してこれを補完するもの。相互に連携してやっていきたい」との回答あり)

○ 次回委員会の開催日程等については、別途事務局から連絡することとした。

(注) 以上は事務局の責任でとりまとめたものであり、速報のため事後修正の可能性があることに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧下さい。